



佐賀県公報

平成19年
9月25日
(火曜日)
第12960号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五〇六・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (五〇七・") 一
- ◎化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正 (五〇八・生活衛生課) 一
- 道路の供用開始の取消 (五〇九・道路課) 一
- 道路の区域の変更 (五一〇・") 一
- 道路の供用開始 (五一一・") 二
- サーバー機器(基幹系システム通信・連帯)の借入れに係る条件 (情報・業務改革課) 二
- 付一般競争入札 (県民協働課) 五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第五百六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	株式会社宮崎薬局	武雄市武雄町大字武雄七二八〇番地	平成一九・九・六

●佐賀県告示第五百七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社宮崎薬局	武雄市武雄町大字武雄七二八〇番地	平成一九年九月六日

●佐賀県告示第五百八号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

第一号中「字都渡城」を「字都渡城 川副町大字犬井道」に改める。
第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

●佐賀県告示第五百九号

道路の供用開始(平成十九年佐賀県告示第四百四十四号)は、取り消す。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年九月二十五日から平成十九年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
武雄白石線 県道	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二五七九番一八地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二五七九番一八地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先まで	一八・一 五・六	四三五・〇
	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二五七九番一八地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二五七九番一八地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 二四八七番一地先まで	六・九 五・八	四三五・五

◎佐賀県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年九月二十五日から平成十九年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二五七九番一八地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二四八七番一地先まで	平成一九・九・二五

○公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成19年9月25日
収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志 波 幸 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 サーバ機器（基幹系システム通信・連携）賃貸借契約
- (2) 契約物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成19年12月1日から平成23年9月30日まで（46か月）
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課（新行政棟5階）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札の日の6か月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又

は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(6) 当該物品の納入後、保守サービスを提供することができる者であること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 システム担当 (新行政棟5階)

電話 0952-25-7038

FAX 0952-25-7299

E-mail jounhou-gyommu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

佐賀県ホームページに掲載 (URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 交付期間

平成19年9月25日(火) から平成19年10月25日(木) まで

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参又は郵送すること。

イ 提出期限 平成19年10月25日(木) 午後5時

(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。)

(4) 入札参加資格の確認

(3)で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

なお、入札参加資格の確認結果は、平成19年10月31日(水) までに通知する。

また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成19年11月2日(金) までに(1)の担当課に書面で請求することができる。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

エ その他本件貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月7日(水) 午前11時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 入札室(本館1階)

ウ 入札方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成19年11月6日(火) まで必着とする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること(現金の納付に代え、国際、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若し

<p>くは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証（以下「国債等」という。）を担保として供することも可。）ただし、過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と、同種契約を行った実績が証明される者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、予定額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え国債等を担保として供することも可。）。ただし、過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と、同種契約を行った実績が証明される者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(8) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札保証金が上記3の(7)に規定する金額に達しない者</p> <p>オ 一人で二以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のないもの</p> <p>キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p> <p>(9) 入札方法に関する事項</p> <p>入札金額は、サーバ本体及び搬入設置費用、クライアント機器設定、現サーバの撤去費等の総額で行うこと。</p> <p>また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端</p>	<p>数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。</p> <p>(10) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。</p> <p>(11) 入札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。</p> <p>(12) 落札者の決定方法</p> <p>ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(13) 再度入札に関する事項</p> <p>各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。</p> <p>(14) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)に同じ。</p> <p>4 その他</p>
--	--

<p>(1) 入札及び契約の手續、契約の履行に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。</p> <p>(6) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則の定めるところによる。</p> <p>(7) この、調達契約は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Server equipment rental.</p> <p>(2) Fulfillment period : December 1, 2007 to September 30, 2011.</p> <p>(3) Bid description access : Download From The Saga Prefecture Website : http://www.pref.saga.lg.jp/ (From September 25, 2007 to October 25, 2007).</p> <p>(4) Time and Location for the opening bids and tenders : The meeting for tenders will begin promptly at : 11:00am on Wednesday November 7, 2007.</p> <p>Location : The Bidding Room (1st floor, Main building) Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai Saga-shi Saga 840-8570</p> <p>If sending by mail, tenders must be sent by registered post and</p>	<p>received by Tuesday November 6, 2007.</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成19年11月5日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成19年9月25日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成19年9月3日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 森林をつくろう</p> <p>(2) 代表者の氏名 佐藤和歌子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路585番地1</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般の消費者や企業に対して、植林・育林を始めとする山林の復興に関する事業を行い、社会全体の山林に対する理解を深め、水資源・住宅材の供給など、様々な形で私たちの生活を支える山林の荒廃を防ぐことで、活力ある山林を育成し、私たちが及び後世の者の生活環境の改善や保護をしていくことで、安らぎのある環境作りに寄与することを目的とする。</p>
---	---

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年九月二十五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷